

## 墨田区長等の退職手当について

### 1 退職手当とは

区長等の退職手当は、地方自治法第204条第2項で「普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、退職手当等を支給することができる。」と規定され、「前項の職員」とは、「普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員等」とされている（同条第1項）ことから、条例に基づき支給しているものである。

なお、公務員の退職手当は、長期勤続の報償、生活保障、賃金の後払いとしての意味合いから支給されているものである。

### 2 特別職の退職手当の額の考え方について

特別区の一般職員の退職手当支給率は、平成24年度の見直し以降、5年が経過しており、この間、社会経済情勢など、退職手当を取り巻く諸情勢が変化しており、官民均衡を考慮した上で、平成29年度に所要の見直しを行い、平成30年度から削減することとした。

その一方で、特別職の退職手当の額については、前述の社会一般の情勢適応や比較可能な他団体との均衡のほか、任期中における高度な行政運営の執行等が伴う報償的な意味合いの強い職にあることも勘案し、総合的に判断されるべきである。

### 3 一般職及び特別職の支給率等の改定経過

別表のとおり

### 4 特別区の各特別職任期満了時退職手当支給額の比較（上位3区及び下位4区） 単位：円

順位	区長（4年間）		副区長（4年間）		教育長（3年間）	
1	台東区	27,456,000	北区	14,785,600	北区	7,616,700
2	江戸川区	24,360,000	荒川区	14,752,000	港区	7,574,502
3	千代田区	24,064,000	台東区	14,704,000	荒川区	7,515,000
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴
平均	-	20,776,875	-	12,027,584	-	6,144,474
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴
20	豊島区	17,523,000	文京区	10,553,920	墨田区	5,342,400
21	渋谷区	16,444,280	目黒区	10,391,760	豊島区	5,223,600
22	墨田区	15,476,800	豊島区	10,261,000	目黒区	5,126,700
23	中野区	15,445,056	墨田区	9,914,400	中野区	4,668,552

（平成30年4月1日現在）

詳細データは「23区の特別職退職手当の額 [ 資料 3 ]」を参照